

石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改正案

第一条～第四条 略

(分課の分掌事務)
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
(略)	1 学校教育の指導助言に関すること。 2 特殊教育諸学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。 3 県立の中学校及び高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。 4 県立学校入学者選抜に関すること。 5 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 6 産業教育、科学教育、へき地教育及び特殊教育等に関すること。 7 人権教育に関すること。 8 教科書その他の教材に関すること。 9 育英事業に関すること。 10 就学援助費補助金に関すること。 11 教育研究団体に関すること。
(略)	(略)

第六条～第十六条 略

別表(第三条関係) 略

現行

第一条～第四条 略

(分課の分掌事務)
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
(略)	1 学校教育の指導助言に関すること。 2 特殊教育諸学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。 3 高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。 4 県立学校入学者選抜に関すること。 5 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 6 産業教育、科学教育、へき地教育及び特殊教育等に関すること。 7 人権教育に関すること。 8 教科書その他の教材に関すること。 9 育英事業に関すること。 10 就学援助費補助金に関すること。 11 教育研究団体に関すること。
(略)	(略)

第六条～第十六条 略

別表(第三条関係) 略